

一 般 競 争 入 札 公 告

盛岡ひまわり学園設備増設に伴う高圧受電化工事について、次のとおり一般競争入札を行うので社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団定款第43条の規定に基づき公告する。

令和4年5月23日

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
理 事 長 菊 地 昭 夫

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 盛岡ひまわり学園設備増設に伴う高圧受電化工事
- (2) 工事の場所 盛岡市前九年3丁目12番38号
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和4年12月31日まで

(4) 工事の概要

- ア 主要用途：設備増設に伴う高圧受電化工事
- イ 工事内容：受変電設備工事、構内配電線路・幹線設備
動力設備、電灯設備撤去工事、発生材処理等

2 入札等の予定日時及び場所

- (1) 入札日時 令和4年6月2日（木） 10時00分
- (2) 場所 盛岡市若園町2番2号
盛岡市総合福祉センター3階 子供会研修室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく有効期間内の総合評定値通知書の交付を受けている者であること。
- (4) 法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を現に受けていない者であること。
- (5) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日盛岡市長決裁）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (6) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 市税を滞納していない者であること。
- (9) 令和04年～令和05年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格 電気工事甲A・甲Bの者であること。

(10) 次のア、イ又はウに掲げる者について当該ア、イ又はウに定める要件を満たす者を工事現場に配置できる者であること。ただし、ウにあっては法第26条の2第1項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。

ア 現場代理人 入札に参加する者に雇用期間を特に限定することなく申込日前3箇月以上継続して雇用されている者（入札に参加する者が個人である場合の本人、法人である場合のその役人を含む。以下「常時雇用者」という。）で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていないものであること。ただし、市営建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和および下請負人となる資格の制限の緩和について（平成24年1月20日盛岡市長決裁）を準用し、現場代理人の兼務を認める。

イ 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）常時雇用者であること。

ウ 専門技術者 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていない者であること。

4 仕様書の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

(1) 仕様書は、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団ホームページ（<http://www.morioka-fukushi.jp>）に掲載しています。入札公告の日から入札の前日まで閲覧可能です。

(2) 契約条項を示す場所は、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局とする。

5 入札参加方法

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 申請書の様式については、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団ホームページに掲載していること。

(2) 入札参加申請手続

ア 申請方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

イ 受付期限 令和4年5月27日（金） 正午までとする。

ウ 受付場所 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局総務課
盛岡市若園町2番2号 盛岡市総合福祉センター2階

6 入札保証金 免除

7 入札の回数 3回までとする。ただし、落札者がいない場合は、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団会計規則第73条第1項第6号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

8 郵便による入札 郵便による入札は、認めない。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市社会福祉事業団競争入札参加者心得第13項1項によるものとし、一括総額とする。決定も一括総額とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

11 落札者の決定方法

(1) 本工事は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札候補者として落札を保留し、入札参加資格を審査した後、落札者を決定する。

(落札者の決定予定日 令和4年6月7日(火))

(2) 落札者を決定した場合は、落札者に通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格確認通知書(資格無)により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

12 入札参加資格確認書類

(1) 入札参加資格確認書類等及び提出部数

ア 入札参加資格確認書(様式第11号) 1部

イ 建設業許可通知書の写し 1部

ウ 直近の有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し 1部

エ 配置予定の現場代理人及び主任技術者等の雇用関係及び主任技術者等になりうる資格を確認できる資料 1部

オ 工事費内訳書(詳細)(任意様式) 1部 ※1回目の入札金額を積算した資料

(2) 提出書類の様式については、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団ホームページに掲載していること。

(3) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限 落札候補者決定日の翌日(土曜日、日曜日、休日を除く。)午後5時までとする。

イ 提出方法 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局総務課へ持参により提出するものとする。

13 契約書作成の要否 契約書は、作成する。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 12(1)に掲げる入札参加資格確認書類を提出期限内に提出しない者のした入札

(3) 5(1)及び12(1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札

(4) 入札条件に違反した入札

15 契約保証金に関する事項

契約保証金又は契約保証金に代わる担保等の額は、契約金額の100分の10以上とする。

16 その他

- (1) 現地説明は、行わない。
- (2) 契約締結時までには5(1)に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局総務課に変更届けを提出するものとする。
- (3) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 5(1)及び12(1)に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、当事業団工事に係る指名停止を行うことがある。
- (6) この入札に関する問い合わせ先
一般的事項及び仕様書に関する事項についての質問は、令和4年5月27日(金)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により事務局総務課あて提出すること。回答は、当事業団ホームページで通知予定日までに公表する。
電子メールアドレス honbu@fukushi-dan-morioka-or.jp
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団事務局総務課
Tel 019-651-4110 (内線8603) 直通019-613-2162 fax019-613-2163